

◇ 国 子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議開催(12月26日)について ◇

◇ 12月26日子ども・子育て会議(第10回)、基準検討部会(第11回)合同会議が13:30~17:20頃まで開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)地域型保育事業について (2)地域子ども・子育て支援事業について (3)確認制度について(定員、運営基準)
(4)幼保連携型認定こども園の認可基準について (5)保育の必要性の認定について (6)公定価格について (7)その他

〈ポイント〉

- 「地域型保育事業について」「地域子ども・子育て支援事業について」「確認制度について(定員、運営基準)」「幼保連携型認定こども園の認可基準」についてとりまとめが行われた。
- 「保育の必要量について」は、次回会議とりまとめに向けて協議の予定。
- 「公定価格について」は、以降の継続協議の予定。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・森 内閣府特命担当大臣(少子化担当大臣)より挨拶がなされた。補正予算、予算案が確定されたこと。内閣府として、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行うことを目的とした新たな「地域少子化対策強化交付金(仮称)」30億円(平成25年度補正)を創設すると共に「保育緊急確保事業」(平成26年度予算)を創設し1,043億円を計上したところ。また厚生労働省においては加速化プラン、文部科学省においては5歳児の無償化に段階的に取り組むための保護者負担の軽減予算を計上した旨触れられた。また、岡田 内閣府副大臣が同席された。

(1) 地域型保育事業について (2) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・事務局より資料1「地域型保育事業について」資料2-1~7 地域子ども・子育て支援事業関連資料について説明、協議が行われた。

〈委員の主な意見概要〉

- 地域子ども・子育て支援事業は待機児童がいるいないにかかわらず市町村ができる事業である。とても子育てに困難で不安を感じている世帯にとって意義がある。ぜひ母子保健の計画とも連携して取り組んで頂きたい。とくに一時預かり事業はすべての子育て家庭がセーフティーネットとして活用されるものなので、毎年制度を検証して進めて頂きたい。保育の必要性との認定との絡みでも大きな意味があり、そうした視点で市町村計画を策定して頂きたい。
- 居宅訪問型保育事業が障害児や難病を持った子どもにとって有効だろうと考える。今後の実施要綱、補助要綱の策定に向けて当事者の声を丁寧に聴いて進めて頂きたい。延長保育、一時預かり保育、障害児の利用については、就労と子育ての両立支援の観点からも進めて頂きたい。地域子育て拠点事業と放課後児童健全育成事業について、地域によって多様であることを踏まえて、局長通知等で指針・ガイドライン等による平準化と評価のしくみを考えて頂きたい。養育支援訪問事業については民間団体等が取り組んでいる事業も取り込める類型化をお願いしたい。ファミリー・サポート・センターの病児型と病児保育については、郡部の特性に配慮した補助基準の工夫が必要であり、両者が合体して取り組んでいけるようなことも検討して頂きたい。放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブや児童館、放課後子ども教室、プレイパーク等を含めて健全育成政策を体系的に検討していく必要がある。
- 大枠では賛成。要綱を作った時点でこの子ども・子育て会議でシェアできるか否か。現場サイドの実践者の視点をぜひ入れて頂きたい。妊婦健診について現状の0歳の遺棄が虐待の一定の割合を占める中で、妊婦健診を有効に活用することができないかと思う。

- 事業所内保育事業の給食の取扱いについて、社員食堂の活用についてはアレルギー対応や乳幼児に対する対応全般から慎重にお願いしたい。保育従事者について配置状況に応じて公定価格を明確にして頂きたい。居宅訪問型保育事業について労働基準法を順守して頂きたい。放課後児童クラブについては、施設設備について専用室、1.65㎡以上とあるが子どもの成長に合わせて今後改善に向けて頂きたい。利用者支援については、行政の地域連携の役割を果たすことについては、法律上の要件を満たした上で、児童館、地域子育て支援拠点事業等様々な主体を認める必要がある。多様な主体の参入支援については、指導を行う必要もあることから非常勤とすべきではなく、様々な専門性を持ったメンバーによる対応を検討して頂きたい。
 - 現在成立している法律として考えていかなければならないが、乳幼児を取り巻く環境が急変していることに対する対応が必要であることを前提にした上で、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業については賛成。その上で、一時預かり保育事業の幼稚園型と2号認定の子どもについて不公平が生じないしくみにして頂きたい。病児保育、延長保育事業について、ワーク・ライフ・バランスについて書き込みをして頂いたことは評価したい。延長保育についての給付について伺いたい。
 - 事業所内保育事業の地域枠が一定程度設けられたことは一定評価したい。妊婦健診について、身体上の健診だけでなくメンタル上の健診も考えていく必要がある。病児保育、延長保育について、ワーク・ライフ・バランスの推進を記載して頂いたことは評価したいが、実際は労働法制の抜本的な見直しが必要なことである。その意味ではやはり利用者が安心して就労して子育てをしていけるような受け皿、基盤づくりが必要であり、この場で議論をしていくことが必要。
 - 配布資料で、病児保育事業について事業費から保護者負担を差し引いた額は実態の額なのか否か。
 - 一時預かり保育事業については、対応する保育者は養護的なケアができる専門知識やスキルが求められる。そうした意味で保育士であるべき。研修を受けた方が入るのであれば充実した研修にすべき。またこの機会に“一時保育”という用語とすることを検討すべき。
 - 一時預かり保育事業に幼稚園型を位置づけて頂いたことについては感謝している。延長保育事業についてはワーク・ライフ・バランスに向けた法改正が実現することを求める。
 - 自治体の方で速やかに進めて頂きながら、残る課題も明確になっている。一点は妊娠期の支援について家族ぐるみへの支援や虐待予防の観点からの母子保健の全体的な見直しをして頂きたい。各事業の連携についても社会的養護との連携見直し等についてきちんと検討して頂きたい。ワーク・ライフ・バランスについても次世代育成法の延長等も措置して頂いた中でいろいろな施策と併せて進めていく必要がある。また新制度に対してライフステージ全体で支えていく必要があること。多様な主体の参入促進の対応について、公的な福祉の世界がマーケットの色彩になる中で市町村については、相談・助言の関わり方が適切かと思うが不適切な事業者が入ってきた際に対して都道府県で調査や情報提供、改善に取り組むことも検討して頂きたい。
 - 自治体の立場から、年明け早々準備をしている段階でもありこうしたとりまとめについて感謝したい。新たな事業の拡充についてもとりまとめに向けて賛意を示していきたい。
 - 基礎自治体としては次年度予算案の確定時期であり、年内の本日のとりまとめが求められていると認識している。その上で、事業所内保育事業の地域枠の考え方は支持したい。複数企業の共同事業についても支持したい。利用者支援事業については、児童相談所、保健所が関係機関として加わったことは評価したいが要保護児童地域対策協議会等のネットワークも重要。一時預かり保育について、一定の研修を受けた保育補助者については、一定の質が保たれる、社会的に認められる研修を考慮して頂きたい。概ね本日お示し頂いた内容に賛意を示したい。
 - 全国知事会として国の方針に概ね賛同したい。少子化問題に対して7月の全国知事会でも少子化について取り組んでいくことを取り決めたところ。具体的な提言として結婚、妊娠・出産、子育てしながら働くことができることが重要であることを提言してきた。ライフステージ全般に対する対応と地域の実情に応じて対応できる財政支援をお願いしてきたところ。そのために今般創設された地域少子化対策強化交付金（仮称）や次世代育成支援対策推進法についても継続されることになったこと。安心こども基金の延長と併せて心強いところ。
- (事務局説明概要) 一時預かり事業等の普及状況のチェック等については今後もこの場でも行っていきたい。要綱等のシェアについても透明感を持って進めていく方向で検討したい。事業所内保育事業についてのPRも取り組んでいきたい。延長保育事業の中身については基本分と加算分がある。就労時間の実態等を考慮して対応できるように運営費本体の中で保育士の休憩時間の確保、長時間開

所への対応として休憩保育士一名分の追加配置ができる運営費補助を行っている。延長保育の開始時間の始期・終期に対応できるように11時間開所の内側で延長保育促進事業費として対応している。11時間の外については加算分として時間に応じた補助を行っている。病児保育については看護師の person 費等を足し上げた経費に利用者負担額の割合を計算して、全体にかかる経費から利用者負担分を差し引いた額。労働基準法については33条の中で休憩時間が設定されているが、例外規定もいくつか事業の特性に応じて設けられている。居宅訪問型事業についてはなかなか代替要員の対応が難しい特性を考慮して現在検討している。

(3) 確認制度について (定員、運営基準)

・事務局より資料3「確認制度について (定員、運営基準)」説明ののち質疑応答がなされた。

〈委員の主な意見概要〉

- 現行幼稚園ではほとんどの施設が公認会計士を導入しているので、公定価格については、公認会計士等を導入する場合は加算等を検討して頂きたい。
- 市町村が保育所に行っている指導監査とのバランスも考慮して公認会計士監査の取扱いについて整理して頂きたい。
- とりまとめの方向で結構かと思うが、応諾義務の運用については私立学校としての特性を踏まえて留意して頂きたい。私立学校については上乗せ徴収については、柔軟な取扱いをお願いしたい。
- 移行特例の適用状況についての明確な情報提供についても重要であり評価される。応諾義務については、障害児や被虐待児について等阻害されないように市町村が対応していくことが重要。特別な支援を必要としている子どもを優先的に支援していくとしたことも非常に意義がある。
- 精緻なものにして頂いたことに感謝したい。応諾義務については、すべての子どもに対してきちんと支援していくという視点からぜひ運用上の視点でどのように支援していくかはきちんと整理して提示して頂きたい。必ず加配がなされる裏付けの保障をして頂きたい。OECD 諸国の中で福祉的な補助を受けても格差の大きい国であるのでそうした視点からより良くして頂きたい。評価については自己評価に基づいた改善を重視することが大事。どのように改善がなされたのかを公表されるしくみを作って頂きたい。第三者評価についても受診し改善されるしくみも作って頂きたい。
- 応諾義務について特別支援教育の必要な子どもの対応を手厚くして頂きたい。
(事務局説明概要) 公認会計士等の外部監査について、社会福祉法人については現在「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を厚生労働省で設置している中で検討することになっており、平成26年度5月頃予定されるそのとりまとめを待って検討したい。

(4) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

・事務局より資料4「幼保連携型認定こども園の認可基準について」説明ののち質疑応答がなされた。

〈委員の主な意見概要〉

- 園長の資格については、単なる資格を求めだけでなく併有促進を書き込んで頂いたことは重要であり、最終的な方向として併有を目指すとしたことは重要。園庭については、例外的にバルコニー等についての活用を記載して頂いたことは評価。保育所並びに幼稚園についても「園庭」として名称を変えて頂きたい。
- 園長資格については、支持したい。併有資格を求めていくだけでなく、あくまで全体の状況を見ながら見直していくということで原案に賛同する。
- より高い基準を設定されたこと。新規と既存の移行について細かく設定して頂いたことも評価したい。一学級の規模については近年の自治体の実態からもできるだけ小さな規模に向けて検討を続けて頂きたい。
- 園舎の設置階について、移行特例で既存施設がなってもらうためという点では賛成するが、全施設がそのように認めていくことはいかがかと思う。適切であるか否かについて判断する自治体の責任を書き込んで頂きたい。
- 保育室の設置階数と屋上園庭については柔軟に基準について提示して頂いたことに感謝したい。但し耐震基準や教育的観点を担保した上でお願いしたい。
- 食事の提供について、外部搬入については認めるべきではない。食育の視点、保護者の経済状況からもとくにそのように考える。

(事務局説明概要) 園庭の名称については、具体的にどのようなものを求めるかという意味ではこの幼・保・認定こども園の三つに大きな差はないと考える。地方自治体が条例等で認可基準を設置していることも考慮しながら検討していく必要がある。一学級の人数については、小・中学校の動向もみながら検討をしていきたい。保育室の設置階については、園庭と一体になった教育が欠かせないという視点から考えているが、設置者の努力や地域のニーズに応じて取り組んでいる所もあるという意味で例外的な取扱いということに認可権者に十分趣旨が理解された上でこうした取扱いがなされるのが重要かと考える。

(5) 保育の必要性の認定について

・事務局より資料 5「保育の必要性の認定について」説明ののち質疑応答がなされた。当連盟の橋原委員から下記について述べられた。

(橋原委員)現在の保育所は親の立場を考え、どのように利用者を支援していけるのかを考えて保育を行っているのが実情。保育必要量の設定については利用者の実態を踏まえた上で保育短時間は8時間、保育標準時間は11時間としていく必要がある。仮に保育短時間利用の入所児が増加した際は施設運営に支障を来さないようにとした付帯決議を踏まえた上で、公定価格の設定も検討する必要がある。

＜委員の主な意見概要＞

- 保育を必要としない子どもはいない。施設保育の必要量ということであれば話は別であるが、家庭においてもそれぞれ保育の必要量がある。短時間区分を新設するわけなので親の就労と子どもの健全育成の視点から適正な対応が必要である。きめ細やかな利用設定をすべき。保育時間をワーク・ライフ・バランスの推進と併せて緩やかに見直していくべき。
- 現状に応じたものを保育の必要量として考えていくことは当然のことである。現実を見ないで設定していくことは現場や市町村の対応に混乱をもたらすことになり、現状を見て設定していく必要がある。その上で5年なりをみて見直していくことは考えられる。就労の有無を超えた文化を考えた上で、今後子どもたちにとってどのような保育を提供していくかを考えた際に、利用者や保護者にとっても新たな視点を考えていくことが必要なこと。公定価格の議論の中でも7千億円以上の財源が必要になっていくと思うので、その都度そうした視点をこの会議でも提示して頂きたい。
- 超長時間保育を提供できる体制を推進していくことが良いのかということはある必要がある。親も悲鳴を挙げている中で新制度としてどのように手を差し伸べていくかということを考えることが必要。保育は親の就労保障として考えるだけではなく、福祉先進諸国において、子どもへの保育の保障という視点で保育を提供するものであると考える。その意味で本当は親の就労時間に関係なく保育を保障すべき。新制度で親たちの様々な状況に対応をした上でワーク・ライフ・バランスを推進しながら適切な保育を保障していくことを考える必要がある。就職困難の中でせつかく就職をしたのに保育が見つからなくて失業するという親もいる。そうした親に手を差し伸べることが重要。
- 8時間就労して通勤を考えれば当然11時間は必要。今日のこの国の会議でも延長している中で実際に9時間にしようということになれば世の中は大混乱になる。ここで小異の議論をしているのではなく先に行かなければならない。公定価格の議論をしていく必要もある。今まで議論をした中で7千億円では足りないということ。1兆円超の費用が必要であるというムーブメントをもっと作っていく必要がある。
- 現在の保育所利用の実態から考えた際も適正に利用実態に合わせて利用されていると考える。短時間については案3「新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする」とりまとめで頂きたい。ここでの議論がとりまとめられなければ自治体として先に進めない。ワーク・ライフ・バランスは重要ではあるが、実態に合わせてできる限り早めにとりまとめて頂きたい。
- 保護者が迎えに来た際に保育士が笑顔で迎えるということも大切にして、親子の絆を重視する適切な利用を行うとした前提で提示案を認めるべき。土曜日利用については今後フォローアップをしていく必要がある。各自自治体として、保育の必要量について、公定価格についても早く決めて頂きたい。
- 全国知事会としてもこの提示案に賛成であり、できる限り早めに決めて頂きたい。

- 保育現場や市町村の実態から、こうした二区分の考え方は必要。基本的に提示案に賛成。短時間保育について48時間については、保護者は選択をしたとしても手段として行っていくことはないのではないか。必ずしも長時間保育を推奨するということではないと考える。様々な幅を持った者を救い上げていくことがこの会議の役割かと考える。短時間については案3を支持し、できるならば、いろいろな意見があると思うが大義に立って視野にいれながらお願いをしたい。

(会長) 保育の必要量についてはここですぐにまとめることは難しいと思うが、次回ご議論頂いてあらためてご了承を頂こうと思う。それ以外の「地域型保育事業について」「地域子ども・子育て支援事業について」「確認制度について(定員、運営基準)」「幼保連携型認定こども園の認可基準」についてはこれで大体とりとまめがなされたと考えてよろしいか(※全体より賛意)。最後の議題「公定価格について」は次回にさせて頂きたい。

次回日程については、平成26年1月15日(水) 子ども・子育て会議(第11回)と基準検討部会(第12回)の合同会議として9時半~12時半の予定にさせて頂くことが説明された。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◇ 平成26年度保育対策関係予算案の補足参考資料について ◇

- ◇ 平成26年度保育対策関係予算案関連については、前号の全私保連ニュースにて概要をお知らせしましたが、下記とくに「保育を支える保育士の確保」についての厚生労働省参考資料を補足してお伝えいたします。

<ポイント>

- 「保育体制の強化」は、例として消毒、清掃、片付け、布団敷き等の補助作業者を設置することにより保育士が質の高い保育の提供に専念できるようにしていくもの。具体的な補助要綱は後日公布。
- 「保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4(都道府県1/8、市町村1/8)として継続実施。

(参考1) ※ 以下厚生労働省公表資料より、一部下線は全私保連事務局付記。

平成26年度予算案において予定している保育士確保対策(新規事業)

保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

(1) 保育士確保施策[36億円(補助率:国1/2)]

○ 保育体制の強化(保育緊急確保事業において実施)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援[443億円の内数(補助率:国1/2)]

① 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

② 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

(3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援[443億円の内数(補助率:国1/2)]

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援(安心こども基金において実施)

新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となることが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

(※) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。

(参考 2)

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率1/3】

(参考 3)

安心こども基金の積み増しについて

26年度当初予算(案) 1,301億円

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額の積み増しを行う。

保育の量拡大のための保育所等の整備

- ・保育所緊急整備事業
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・家庭的保育改修等事業(改修費、賃借料補助)
- ・認可化移行総合支援事業(整備費支援(改修費、賃借料補助)等)
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・認定こども園整備費
- ・民有地マッチング事業(都道府県分)
- ・子育て支援のための拠点施設整備事業

保育を支える保育士等確保対策

- ・保育士研修等事業(保育の質の向上のための研修事業等)
 - ・新規卒業者の確保、就業継続支援、保育士・保育所支援センター
 - ・認可外保育施設保育士資格取得支援、修学資金貸付
 - ・職員用宿舍借上げ支援
 - ・保育教諭確保のための併有促進事業
 - ・幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等従事者の保育士資格取得支援事業
 - ・家庭的保育者等研修事業
- ※保育緊急確保事業として、処遇改善と保育体制の強化を実施

【参考】 25年度補正予算(案) 169億円

※ 補正計上額169億円は、事業の実施に必要なとなる所要額801億円に対し、平成25年度末時点で見込まれる基金の残高632億円を活用した上でさらに必要となるもの。

「待機児童解消加速化プラン」等を推進するため、基金を積み増し・延長(26年度末まで)

※ 待機児童解消加速化プランに要する経費については、当初予算と一体的に措置。

○「待機児童解消加速化プラン」の推進

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(一部)
- ・小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など、新制度の先取り
- ・認可を目指す認可外保育施設への支援等

○社会的養護の推進

- ・児童養護施設等の小規模化に必要な改修

○不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

- ・配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- ・制度の見直しを円滑に施行されるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備経費を助成

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp